

高施第29号
平成27年4月1日

各特別養護老人ホーム施設長 様

神奈川県保健福祉局福祉部高齢施設課長
(公印省略)

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則等の公布について（通知）

本県の高齢福祉施策の推進につきましては、日頃格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

県では、特別養護老人ホームの従来型居室の定員について、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第16号）及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第17号）により、原則として「1人」としていますが、経過措置として都道府県老人福祉計画（介護保険事業支援計画）を考慮して規則に定める日までに着工したものについては、プライバシーへの配慮等の条件付きで「4人」まで認めることとし、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年神奈川県規則第26号）及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年神奈川県規則第27号）において、「規則に定める日」を「平成27年3月31日」としているところです。

今般、平成28年度から平成30年度までを計画期間とする県老人福祉計画（介護保険事業支援計画）の改定に当たり、「規則に定める日」について「平成30年3月31日」とすることとし、次のとおり規則を公布しましたので通知します。

1 公布した規則

- (1) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年神奈川県規則第56号）
- (2) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年神奈川県規則第57号）

2 公布日及び施行日

公布日：平成27年3月31日（公布日施行）

3 規則の掲載場所

ウェブサイト 介護情報サービスかながわ

→（事業者）ライブラリ（書式／通知）

→ 5 国・県の通知

→ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則等の公布

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=776&topic=6>

（ 問い合わせ先
福祉施設グループ
電話 045-210-4851
ファクシミリ 045-210-8874 ）